

ショートステイ真寿苑 料金表【ユニット型個室】

令和6年6月1日現在

第一段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（予）短期入所生活介護費	529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14%						
居 住 費	820円						
食 費	300円						
自己負担目安（1日）	1,739円	1,886円	1,941円	2,020円	2,106円	2,188円	2,268円

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（予）短期入所生活介護費	529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14%						
居 住 費	820円						
食 費	600円						
自己負担目安（1日）	2,039円	2,186円	2,241円	2,320円	2,406円	2,488円	2,568円

第三段階①

（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（予）短期入所生活介護費	529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14%						
居 住 費	1,310円						
食 費	1,000円						
自己負担目安（1日）	2,929円	3,076円	3,131円	3,210円	3,296円	3,378円	3,458円

第三段階②

（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（予）短期入所生活介護費	529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14%						
居 住 費	1,310円						
食 費	1,300円						
自己負担目安（1日）	3,229円	3,376円	3,431円	3,510円	3,596円	3,678円	3,758円

第四段階

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（予）短期入所生活介護費	529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14%						
居 住 費	2,006円						
食 費	1,445円						
自己負担目安（1日）1割	4,070円	4,217円	4,272円	4,351円	4,437円	4,519円	4,599円
自己負担目安（1日）2割	4,688円	4,982円	5,092円	5,250円	5,423円	5,587円	5,747円
自己負担目安（1日）3割	5,307円	5,748円	5,912円	6,150円	6,408円	6,655円	6,895円

* その他の加算：該当する項目について日数分が加算されます。

送迎加算	片道につき184単位
緊急短期入所受入加算	1日90単位（利用日数：7日、やむをえない事情がある場合は14日）
口腔連携強化加算	1回50単位（口腔健康状態の評価を行ったうえで、連携歯科医療機関への相談及び介護支援専門員への情報提供を行った場合）

※7級地に該当する為、単位数に10.14円を乗じた金額が利用料金です。そのうち自己負担額は1割・2割・3割のいずれかです。

※上記金額は、1ヶ月あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

その他の主な費用：理髪サービス1回1,000～2,500円、教養娯楽費（実費）、おやつ代1日100円

介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります。詳細については住所地市役所各担当窓口へお問い合わせください。

課税・非課税についてのお問い合わせ先 > 豊橋市役所財務部市民税課 : (0532) 51-2200 豊川市役所総務部市民税課 : (0533) 89-2129
 介護保険負担限度額に関するお問い合わせ先 > 豊橋市役所福祉部長寿介護課 : (0532) 51-3130 豊川市役所健康福祉部介護高齢課 : (0533) 89-2173